平成２９年（フ）第７３９号
東京都青梅市新町１丁目12番地の２
破産者　林　　和彦
１　決定年月日　平成30年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０５６号
東京都あきる野市五日市190番地
破産者　有限会社ハラ印刷
１　決定年月日　平成30年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０５７号
東京都あきる野市舘谷111番地１第２グリーンヒル101号
破産者　原　　欣哉
１　決定年月日　平成30年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３３２号
東京都狛江市岩戸北３丁目16番８号第２寿荘211
破産者　宇津木俊一郎
１　決定年月日　平成30年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３７４号
東京都八王子市犬目町1069番地４
破産者　奥谷　美徳
１　決定年月日　平成30年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３７５号
東京都八王子市犬目町1069番地４
破産者　奥谷　幸惠
１　決定年月日　平成30年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３８３号
東京都西東京市保谷町３丁目23番４号
破産者　太平洋電設株式会社
１　決定年月日　平成30年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３８４号
東京都西東京市保谷町３丁目23番４号
破産者　株式会社太平洋エンジニアリングサービス
１　決定年月日　平成30年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４５５号
東京都昭島市緑町３丁目８番25号
破産者　楢島　俊男
１　決定年月日　平成30年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８１８号
川崎市宮前区宮崎３丁目５番地45
破産者　有限会社雄電社
１　決定年月日　平成30年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４１３号
大津市比叡平１丁目２番28号
破産者　株式会社わんワールド
１　決定年月日　平成30年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０２３号
京都市右京区常盤西町18番地
破産者　株式会社モーダス
１　決定年月日　平成30年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１４３号
京都市西京区牛ヶ瀬西柿町80番地
破産者　松田商会株式会社
１　決定年月日　平成30年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２７９号
京都市南区吉祥院内河原町３番地２サクシード吉祥院102号
破産者　有限会社長谷川商会
１　決定年月日　平成30年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３１９号
北海道江別市野幌松並町１番地７
破産者　有限会社陽福社サビルロード
１　決定年月日　平成30年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１０８号
長崎県佐世保市新田町258番地２　第３あたごハイツ102、前住所長崎県佐世保市神島町10番35号
破産者　野田　　勉
１　決定年月日　平成30年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第４２７号
大阪府貝塚市北町１番９号
破産者　名畑　節子
１　決定年月日　平成30年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５５３号
大阪府阪南市鳥取中151番地の12
破産者　荒子　拓也
１　決定年月日　平成30年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５８５号
大阪府和泉市納花町54番地の115
破産者　鎌苅　　司
１　決定年月日　平成30年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１１１号
大分市乙津町12番21号
破産者　花宮智恵子
１　決定年月日　平成30年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４５１号
札幌市中央区円山西町９丁目４番１－105号
破産者　毛利　誠二
１　決定年月日　平成30年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部